

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により公告する。

令和8年7月27日 松山地方法務局筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和7年第5号
対象土地	松山市山西町887番2
	松山市山西町886番5